

暴力団本部屋

残務整理

金田組

特集・しごと③

久保利明

(取材協力・I)

右の折りたたんだページを開いて下さい。
これは「金田組」のその後の調査報告！

追跡レポート

五月二十四日の読売新聞夕刊に載っていた金田組が、その後どうなったのか、を知るために、ホウホウを歩きまわって見ました。

最初に行ったのが法務局で、金田組なんてのが法的に在ったのかどうか確かめてみようと思ったわけです。

登記簿と閲覧させてもらうと、ありました。有限会社金田組の所在地は、新聞に書かれていたところと同じで、西淀川区福町二丁目三〇番地一三番、ここに代表取締役の金田

隆と取締役の金田吉雄も住んでいることになっていました。役員は他に監査役が一人いるだけで、この人へ小橋川舒英は東住吉区四ノ宮の町一〇七九番地の三に住んでいるようです。出資金額は、三百万円です。

会社の目的は、六つほどあてられて、一番目は、土木業、建築測量設計並にその施行。二番目が、橋梁、鉄骨、鉄塔、鉄管、鉄脚、水門、水圧並に各種機械その他一般重量物、運搬及び掘削業。三番目、各種汽船運付、配管仕上業現場工事一式。後は、宅地造成業、

不動産売買業、前各号に付帯関連する一切の業務となつていました。マア、会社難役やばんかは、「関連する一切の業務」は、なんていってやつていたのかも知れません。

事件の後金社がどうなつたのか、ということが、一番カンジンなところで、それを調べに行つたのですが、日本の登記なんてイイカケンナものでして、実際にはツツレてゐるのにもかかわらず登記上はまだ生きてゐるようになってゐるのがたくさんあるわけなんです。が、この金田組についても、去年の一月二二日に住居表示が変わつた、という届出がされてゐるだけで、事件後、解散した、というような登記はされていません。よつて、登記簿を見ただけでは解散したかどうかわかりませんでした。

そこで、マア、知事の登録ぐらひはやつてゐるかも知れない、と思つて、府庁へ行つて見ることにしました。

建設・土木業者の認可は、去年の三月三〇

日、府庁で知事六三系違反で昭和四五年六月一三日に起訴され、大阪地裁第一刑事部へ大改正一裁判長で審理されました。その際に金らは、公訴事実を全て認めまして、争わなかつたようです。

参考に六三系なるものをあげておきます。

六三系 左の各号の一に該当する者は、これより一年以上十年以下の懲役又は二十万円以上三万円以下の罰金に処する。

一、暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によつて、職業紹介、労働者の募集若しくは労働者の供給を行つた者、又はこれらに従事した者

ところで、いわゆる人夫出し禁止を定めた同法四四条の罰則は、懲役一年以下になつていて、この暴力タコ部屋禁止の十年以下とくらべると、はるかに軽い、マア、それぐらい暴力タコ部屋の方が重大な罪視されている、ということになるようです。

日に取つていて、ということば、あの事件のあつた頃金田組は、大阪府知事黒田一之助に就いていた業者ということになるようです。事件後どうしたかというところ、やはり取消処分ということになつたようで、その理由は、認可をとるさいに、ウソ（過去に建設業の経験がないのにあると届出ていた）を書類に書いて出したから、というものです。

府庁の人が云うには、判決後に取り消す方法もあつたのだが、早い方がいいだろう、ということとで八月一六日に取消処分にしたそうです。取消処分になると、役員は二年間営業を開始出来なくつて、当人は三年ぐらひ営業の開始は出来ない、ということらしいです。その期間後はどうなるのか聞くと、始末書をどうして認可になる、ということでした。何にしても、しばらくのシンボウということですか、会社の方はそんなことで、当人運はどうなつたか、の方に移ります。

金田安造と金玉岩と金田吉雄と金三岩

裁判の方は四回（判決も含めて）で終つて、一二月二四日に判決が言い渡された。

五岩は、無犯前科があること、主犯でありある意味で旧時代的なこの事件の重下さも裁判官が認めて、懲役一年六月の実刑となり、弟の三岩は、延犯前科であること、前歴のあまりないことと反省を理由に一年六月、執行猶予三年の刑となつたようです。五岩は、キョットヒといやないか、とすぐ控訴の手続きをとつたそうです。会社はツツレたかどうかよくわかりませんでした。知事の登録は取り消され、当人はそれぞれ裁判にかけられ、これで一応の決着はついた、ということになるようです。福岡の金田組を調べて見ると、看板の金田という文字が消され粗といつ字だけで宙ヲラリンに残されてあり、表には、パンやら乗用車やらが三台とめてありました。家の西隣に飯場に使われていた二階建てのガレージが今も立っていました。へなみ、金田組はセンター登録業者ではなかつたそうだし